

京都市告示第 25 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項、第14条の7第1項及び第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成31年4月1日から適用します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- (1) 所得割 100分の7.56
- (2) 被保険者均等割 24,360円
- (3) 世帯別平等割
  - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 16,490円
  - イ 第14条第1項第3号に規定する特定世帯 8,250円
  - ウ 第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯 12,370円

2 第14条の7第1項に規定する保険料率（後期高齢者支援金等賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.83
- (2) 被保険者均等割 8,870円
- (3) 世帯別平等割
  - ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 6,000円
  - イ 第14条の7第1項第3号に規定する特定世帯 3,000円
  - ウ 第14条の7第1項第3号に規定する特定継続世帯 4,500円

3 第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- (1) 所得割 100分の2.53
- (2) 被保険者均等割 9,410円
- (3) 世帯別平等割 4,750円

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)